

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月6日
【四半期会計期間】	第115期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	アイカ工業株式会社
【英訳名】	Aica Kogyo Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小野 勇治
【本店の所在の場所】	愛知県清須市西堀江2288番地
【電話番号】	(052)409-8000
【事務連絡者氏名】	財務統括部長 豊吉 宏幸
【最寄りの連絡場所】	愛知県清須市西堀江2288番地
【電話番号】	(052)409-8261
【事務連絡者氏名】	財務統括部長 豊吉 宏幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第114期 第3四半期 連結累計期間	第115期 第3四半期 連結累計期間	第114期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	102,334	104,368	141,096
経常利益 (百万円)	10,563	11,514	14,748
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,925	7,667	8,221
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	9,271	9,846	12,736
純資産額 (百万円)	91,072	101,597	94,389
総資産額 (百万円)	124,546	139,156	131,812
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	91.38	118.04	126.77
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	91.28	117.91	126.63
自己資本比率 (%)	70.7	70.4	69.2

回次	第114期 第3四半期 連結会計期間	第115期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	35.14	36.47

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第115期第1四半期連結会計期間より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用したため、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間における、各セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（化成品）

従来、電子セグメントに含めておりました電子材料事業を電子セグメントから分離し、化成品セグメントに含めております。

なお、主要な関係会社の異動はありません。

（建装材）

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

（住器建材）

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

（電子）

平成26年4月1日に、当社が行っておりましたプリント配線板事業を吸収分割によりR I T Aエレクトロニクス株式会社に譲渡いたしました。また、同年4月1日に当社の連結子会社であるアイカ電子株式会社が行っておりました事業の全てを吸収分割によりR I T Aエレクトロプロダクツ株式会社に譲渡するとともに、当社の非連結子会社でありましたアイカエレテック株式会社の保有株式の全部をR I T Aエレクトロニクス株式会社に譲渡いたしました。

このため第1四半期連結会計期間より電子セグメントを廃止しております。

この結果、平成26年12月31日現在では、当社グループは当社、子会社26社及び関連会社2社により構成されることとなりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和を背景に、企業収益や雇用情勢に改善等が見られ、景気は緩やかな回復基調にありました。一方、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や円安の進行による輸入原材料価格の上昇などもあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループは、医療・介護施設をはじめとする非住宅市場及びリフォームなどの成長分野に対する営業活動の強化、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社及びその子会社とのシナジーの追求、アジア地域におけるメラミン化粧板販売の強化、機能材料事業の強化などを推進いたしました。一方、当社は、経営資源の選択と集中の観点から、平成26年4月1日に、電子セグメントのうち、当社が行っておりましたプリント配線板事業の全てを吸収分割によりR I T Aエレクトロニクス株式会社に譲渡いたしました。また、同年4月1日に当社の連結子会社であるアイカ電子株式会社が行っておりました事業の全てを吸収分割によりR I T Aエレクトロプロダクツ株式会社に譲渡いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高104,368百万円（前年同四半期比2.0%増）、営業利益10,937百万円（前年同四半期比5.5%増）、経常利益11,514百万円（前年同四半期比9.0%増）、四半期純利益7,667百万円（前年同四半期比29.4%増）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上は除いております。また、当社グループは、平成26年3月期まで、化成品・建築材・住器建材・電子の4セグメントで構成し、このうち電子セグメントはプリント配線板事業と電子材料事業で構成しておりましたが、平成26年4月1日付でプリント配線板事業を譲渡したことに伴い、第1四半期連結会計期間より電子セグメントを廃止いたしました。また、電子材料事業の業績は化成品セグメントに含めて、業績管理及び開示しております。この結果、当社グループは、第1四半期連結会計期間より、化成品・建築材・住器建材の3セグメントで構成しております。なお、化成品セグメントの前年同四半期比につきましては、前第3四半期連結累計期間の電子材料事業の業績を化成品セグメントに組み替えて表示しております。

(化成品セグメント)

接着剤系商品は、合板用接着剤及び集成材用接着剤が低迷したものの、木工・家具向け汎用接着剤、施工用接着剤が堅調に推移いたしました。

一方、海外では、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社の子会社が、アジア・太平洋地域における接着剤・産業用樹脂の需要を取り込むことができた結果、売上を伸ばすことができました。

樹脂系商品は、外装・内装仕上塗材「ジョリパット」が大手住宅メーカーでの採用が増加したことや橋梁などの補修・補強材「ジョリシール」、「ダイナミックレジン」の改修市場への積極的な展開により、売上を伸ばすことができました。

非建築分野への取り組みとして注力している機能材料事業につきましては、太陽電池向け接着剤が市場価格下落の影響を受け苦戦したものの、自動車向け接着剤の売上が堅調に推移したこと、電子材料が新商品の投入により回復基調で推移したこと、また、有機微粒子が、化粧品・LED照明関連を中心に売上を伸ばすことができたことにより、同事業全体としては、順調に推移いたしました。

このような結果、売上高は54,808百万円（前年同四半期比8.0%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）3,460百万円（前年同四半期比5.8%増）となりました。

(建装材セグメント)

建装材セグメントの主力市場である非住宅市場は、大型商業施設市場を中心に停滞感がありましたが、医療・介護施設の新築・リニューアル等に注力した結果、売上は順調に推移いたしました。

汎用的なメラミン化粧板、化粧ボードは伸び悩みましたが、高い意匠性と指紋などの汚れが目立ちにくい特性を持つメラミン化粧板「セルサス」、0.7mmという薄さで不燃性を兼ね備えた薄物メラミン不燃化粧板「アイカフレアテクト」、メラミン化粧板や化粧ボードなどと同柄で様々な内装部位に施工できる粘着剤付化粧フィルム「オルティノ」など、特徴のある商品は売上を伸ばすことができました。また、海外においても、インド、中国、東南アジア諸国を中心に売上を伸ばすことができました。

このような結果、売上高は22,510百万円（前年同四半期比4.8%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）4,700百万円（前年同四半期比7.1%増）となりました。

(住器建材セグメント)

不燃化粧材「セラール」や、メラミン化粧板を曲面加工したポストフォーム商品は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響を受け、住宅市場での採用が伸び悩み、前年並みの結果となりました。

そのような中、天然水晶を原材料にした高級人造石カウンター「フィオレストーン」は、豊富なデザインや優れた機能が評価され、集合住宅のキッチンカウンターを中心に売上を伸ばすことができました。また、医療・介護施設、高齢者住宅に適した建具「U.D.（ユニバーサルデザイン）コンフォートシリーズ」は、サービス付高齢者向け住宅・個人クリニックでの採用増により、売上を伸ばすことができました。

このような結果、売上高は27,049百万円（前年同四半期比1.6%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）4,290百万円（前年同四半期比6.4%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末に比べ7,344百万円（5.6%）増加し、139,156百万円となりました。主な資産の増減は「現金及び預金」が5,839百万円、「商品及び製品」が1,082百万円、投資その他の資産の「その他」が1,299百万円増加したことと、「のれん」が865百万円減少したことなどによるものであります。

負債は前連結会計年度末に比べ135百万円（0.4%）増加し、37,558百万円となりました。主な負債の増減は仕入債務（「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」）が1,462百万円増加したことと、「未払法人税等」が1,544百万円減少したことなどによるものであります。

純資産は前連結会計年度末に比べ7,208百万円（7.6%）増加し、101,597百万円となりました。主な増減は「四半期純利益」7,667百万円、剰余金の配当2,544百万円により、「利益剰余金」が5,292百万円増加したことなどによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ1.2ポイント増加し、70.4%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものもありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

・ 基本方針の実現に資する取り組み

< 中長期的な会社の経営戦略 >

当社グループは、共生の理念のもと、たえざる革新により新しい価値を創造し、社会に貢献して「真にお客さまに選ばれる企業集団 - グッドカンパニー」を目指しています。

また、グループ全体の企業価値の増大が株主の利益にもつながると認識し、企業価値の継続的な増大のため『スピード・効率・変革』をスローガンにしております。

当社グループにおきましては、以下の項目に重点を置き経営を進めてまいります。

連結経営とフリー・キャッシュ・フロー重視の経営体質を構築します。

「地球環境の保全」と「地域との調和」を図り、環境に優しい商品を開発します。

事業分野におけるナンバーワン商品を拡充します。

海外生産拠点を充実させるとともにグローバルな資材調達を推進し、コスト競争力を強化します。

素材メーカーとしての特徴を活かし、素材連携に基づいた独創性のある商品展開を進めます。

以上の基本方針のもと、平成25年4月からは新たに中期4ヵ年計画をスタートさせました。この目標達成のために、1) 改修・リフォーム・医療介護などの成長分野への取り組み強化と用途開発による国内中核事業の持続的成長、2) 海外事業・機能材料事業の展開加速を通じた事業構造の変革、3) 生産・調達のグローバル最適化と原価低減の推進、4) 事業環境の変化とグローバル化に即した組織運営と人材の強化、を重点的に進め、株主・顧客などのステークホルダーから絶大な信頼を得られるよう取り組んでまいります。

< コーポレートガバナンス（企業統治）の推進 >

当社は「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を実現させていきたいと考えています。

基本規程として「行動規範」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員及び社員の「行動指針」として定めています。更に、全社横断組織として「企業倫理委員会」を設置するなど企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上すべく推進しています。

経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を導入しており、また、監査役会を構成する監査役を5名、このうち3名を社外監査役とし、監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以上のような施策を実施しております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は「大規模買付ルール」を設定し、また当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為への対抗措置（買収防衛策）を導入いたしております。

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者に取締役会に対する必要かつ十分な情報の提供を求め、取締役会による一定の評価期間が経過した後はじめて大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示により株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ア．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が以下～のいずれかに該当し、その結果として当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的の大規模買付行為（いわゆるグリーンメーラーである場合）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的の大規模買付行為

当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定の大規模買付行為

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的の大規模買付行為

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある大規模買付行為

イ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、又はその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保を目的として、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。

・上記及びの取り組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、当該大規模買付に応じるか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、買収防衛策を導入するものであり、上記に述べた会社支配に関する基本方針に沿うものです。

また、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び公正性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しています。

第三者委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役ならびに社外有識者の中から選任される委員3名以上により構成されます。なお、第三者委員会の判断の概要については、適時適切に株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,673百万円であります。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	116,577,000
計	116,577,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	67,590,664	67,590,664	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	67,590,664	67,590,664	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	67,590	-	9,891	-	13,277

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,333,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,197,300	651,973	-
単元未満株式	普通株式 60,364	-	-
発行済株式総数	67,590,664	-	-
総株主の議決権	-	651,973	-

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アイカ工業株式会社	愛知県清須市西堀江 2288番地	2,333,000		2,333,000	3.45
計	-	2,333,000		2,333,000	3.45

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,772	29,611
受取手形及び売掛金	2 45,634	1, 2 45,590
商品及び製品	4,882	5,964
仕掛品	558	643
原材料及び貯蔵品	4,442	4,865
その他	4,526	4,411
貸倒引当金	187	224
流動資産合計	83,628	90,863
固定資産		
有形固定資産	27,923	27,389
無形固定資産		
のれん	5,467	4,601
その他	1,802	2,013
無形固定資産合計	7,269	6,614
投資その他の資産		
その他	13,063	14,362
貸倒引当金	72	72
投資その他の資産合計	12,990	14,289
固定資産合計	48,183	48,293
資産合計	131,812	139,156
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,302	1 19,034
電子記録債務	1,087	1 4,818
短期借入金	1,312	1,484
未払法人税等	2,889	1,344
賞与引当金	1,555	779
その他	5,190	1 5,513
流動負債合計	33,338	32,975
固定負債		
長期借入金	1,194	1,425
退職給付に係る負債	597	592
その他	2,292	2,564
固定負債合計	4,084	4,582
負債合計	37,422	37,558

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,891	9,891
資本剰余金	13,269	13,270
利益剰余金	65,765	71,057
自己株式	2,334	2,275
株主資本合計	86,591	91,944
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,206	2,729
繰延ヘッジ損益	1	0
為替換算調整勘定	2,519	3,339
退職給付に係る調整累計額	93	64
その他の包括利益累計額合計	4,634	6,006
新株予約権	77	67
少数株主持分	3,085	3,579
純資産合計	94,389	101,597
負債純資産合計	131,812	139,156

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	102,334	104,368
売上原価	75,062	76,289
売上総利益	27,271	28,078
販売費及び一般管理費	16,905	17,141
営業利益	10,366	10,937
営業外収益		
受取利息	41	66
受取配当金	193	229
その他	409	627
営業外収益合計	645	923
営業外費用		
支払利息	77	92
売上割引	129	97
その他	241	157
営業外費用合計	447	347
経常利益	10,563	11,514
特別利益		
事業譲渡益	-	1,381
特別利益合計	-	1,381
税金等調整前四半期純利益	10,563	12,895
法人税、住民税及び事業税	3,621	4,174
法人税等調整額	603	398
法人税等合計	4,224	4,573
少数株主損益調整前四半期純利益	6,338	8,321
少数株主利益	413	654
四半期純利益	5,925	7,667

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,338	8,321
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,087	523
繰延ヘッジ損益	9	0
為替換算調整勘定	1,844	961
退職給付に係る調整額	-	28
持分法適用会社に対する持分相当額	10	11
その他の包括利益合計	2,932	1,524
四半期包括利益	9,271	9,846
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,666	9,038
少数株主に係る四半期包括利益	605	807

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の投資その他の資産のその他(退職給付に係る資産)が263百万円、固定負債その他(繰延税金負債)が93百万円及び利益剰余金が169百万円増加しております。

なお、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を第1四半期連結会計期間より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前年同四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。

なお、前年同四半期及び前連結会計年度の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

平成22年2月15日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」)を導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「アイカ工業株式保有会専用信託」(以下、「従持信託」)を設定し、従持信託は、平成22年3月以降5年間にわたり「アイカ工業株式保有会」(以下、「持株会」)が取得する規模の当社株式を予め取得(総額932百万円)し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が信託残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約書に基づき、当社が弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度299百万円、331千株、当第3四半期連結会計期間245百万円、271千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	- 百万円	945百万円
支払手形	- 百万円	0百万円
電子記録債務	- 百万円	224百万円
その他流動負債(設備支払手形及び 設備電子記録債務)	- 百万円	16百万円

2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	160百万円	179百万円

(四半期連結損益計算書関係)

事業譲渡益の主な内訳

当社及び連結子会社のプリント配線板事業の譲渡、並びに非連結子会社株式の譲渡によるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	2,171百万円	2,309百万円
のれんの償却額	950百万円	1,014百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,239	19	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金
平成25年10月30日 取締役会	普通株式	1,239	19	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金が、平成25年6月25日定時株主総会決議分には8百万円、平成25年10月30日取締役会決議分には7百万円含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,239	19	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	1,305	20	平成26年9月30日	平成26年12月3日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金が、平成26年6月24日定時株主総会決議分には6百万円、平成26年10月30日取締役会決議分には5百万円含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	化成品	建装材	住器建材	電子	計		
売上高							
外部顧客への売上高	50,730	21,473	26,630	3,500	102,334	-	102,334
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,276	1,705	-	-	3,982	3,982	-
計	53,007	23,178	26,630	3,500	106,316	3,982	102,334
セグメント利益	3,271	4,389	4,033	363	12,058	1,692	10,366

(注)1 セグメント利益の調整額 1,692百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,691百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理部門(人事、総務、経理部門等)に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	化成品	建装材	住器建材	計		
売上高						
外部顧客への売上高	54,808	22,510	27,049	104,368	-	104,368
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,162	1,747	-	3,910	3,910	-
計	56,970	24,258	27,049	108,278	3,910	104,368
セグメント利益	3,460	4,700	4,290	12,451	1,513	10,937

(注)1 セグメント利益の調整額 1,513百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,514百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理部門(人事、総務、経理部門等)に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、報告セグメントとして開示しておりました電子セグメントは、プリント配線板事業及び電子材料事業で構成されておりましたが、平成26年4月1日付でプリント配線板事業を譲渡したことに伴い、第1四半期連結会計期間より電子セグメントを廃止いたしました。また、電子材料事業の業績は化成品セグメントに含めて、業績管理及び開示しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、電子材料事業の業績を化成品セグメントに組み替えて表示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	91円38銭	118円04銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	5,925	7,667
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,925	7,667
普通株式の期中平均株式数(千株)	64,838	64,954
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	91円28銭	117円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	73	70
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 従持信託が保有する当社株式を「1株当たり四半期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第3四半期連結累計期間411千株、当第3四半期連結累計期間299千株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第115期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の中間配当については、平成26年10月30日開催の取締役会において、平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、支払いいたしました。

配当金の総額	1,305百万円
1株当たりの金額	20円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月3日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月4日

アイカ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 裕 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイカ工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイカ工業株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。